

令和6年第2回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年2月7日(水) 午後3時～午後4時
2. 開催場所 唐津市役所 本庁4階大会議室
3. 出席委員

1 番 山崎正廣	2 番 中山政俊	3 番 平田菊典
4 番 井手創一	5 番 大場將夫	6 番 山口正則
7 番 白津知範	8 番 石川利恵	9 番 曲淵俊之
10 番 古賀由紹	11 番 宮崎太享	12 番 山添 明
14 番 河上和則	15 番 宮崎隆広	16 番 能隅良子
17 番 吉田 哲	18 番 堤 正廣	19 番 阿部 太
4. 欠席委員

13 番 袈裟丸一彦

5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第6号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第7号
農地法第4条の規定による許可申請について
 - ・議案第8号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第9号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について
 - ・議案第10号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	平田 俊夫
農地係長	中田 賢治
農地係主査	橋本 賢明
農地係副主査	槻木 昇平
振興係長	槇田 敏史
振興係主査	山崎 友美
振興係職員	山下 綾菜
浜玉分室職員	前田 美穂
肥前分室職員	宮崎 将也
七山分室係長	阿賀野 忠司

7. 審議の内容

事務局長	定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会、13番袈裟丸一彦委員がまだお見えでありませんが、欠席の連絡はあっておりませんので、もうすぐ見えられると思います。ただいまの出席委員は18名でございます。定足数に達しておりますので本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶をお願いいたします。
山崎正廣会長 (議長)	(会長の挨拶) それではただいまより令和6年第2回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の議事録署名人に議席番号19番阿部太委員、議席番号3番平田菊典委員を指名いたします。それでは事務局長に諸般の報告をさせます。
事務局長	それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第6号農地法第5条の規定による許可申請について1件、議案第7号農地法第4条の規定による許可申請について1件、議案第8号農地法第3条の規定による許可申請について6件、議案第9号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について26件、議案第10号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について8件、計42件でございます。以上ご審議ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。なお、個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご

覧いただきたいと思います。また、農地転用の案件で、立地基準と許可基準は、農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容については一覧表でご確認いただきたいと思います。

議長 ただいま報告のとおり、今回の付議事項は、議案第6号から第10号までの議案42件でございます。なお、傍聴の方は自分の関係分が済めば随时お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをしておきます。それではこれより審議を行います。議案集1ページ、議案第6号農地法第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 議案書の1ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は637平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、貸駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2ページ目の字図をご覧ください。土地利用計画は、3ページのとおりです。

許可基準ですが、まず一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金通帳の写しが提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについては、法定外公共物（水路）占用申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、周囲の既存ブロックを利用し、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は西側の既存側溝へ流す計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長

地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

古賀由紹委員

古賀でございます。今月2日の日に東部調査会におきまして現地の確認をいたしました。先ほど事務局から説明いただきました資料の2ページ、字図を見ていただければと思うんですが、今回の申請地の周囲のことを若干説明させていただきます。左のほう、西側になりますが、ここにアパートがあります。今回の案件は、このアパートの駐車場にということではないかというふうに判断してみたものでございます。それから左の下の方が宅地になってございます。そして南の方の西の方、そこは駐車場になっております。そして南の東側、ここは田とありますが、畑です。現状はですね。それから北側の東側の所は駐車場です。それから公衆用道路を挟んでそ

の下の所を駐車場。ちなみにその下、接してはおりませんが、アパートになっておりまして、8分の7は農地以外のものに囲まれているというような状況でございます。そういうことで、ここは都市計画の用途地域でございますので、今回の申請については特に問題はないだろうということでございました。以上でございます。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集2ページ、議案第7号農地法第4条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書の2ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は168平方メートルです。現況は、野菜畑になっております。目的は、貸駐車場です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の4ページから6ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性につ

いて、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大10センチメートルの盛土を行い、整地し、西側はコンクリートブロックを新設、北および東側は既存分を利用し、南側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および南側の国道の側道の道路側溝へ放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

宮崎太享委員 2月2日の中部調査会で現地確認を行い、周りは住宅地と側道であったため、駐車場にするのには問題ないということで、皆様の審議のほどよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、

挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集3ページ、議案第8号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。整理番号1番から5番までの5件については、一括審議としたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の3ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件が5件、使用貸借権に関する案件が1件の合計6件です。そのうちの5件のほうの審議になっております。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書1ページから3ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

それでは皆さんにお諮りします。本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集４ページ、整理番号６番を議題とします。この案件につきましては、議席番号８番石川利恵委員が関与するため、議事参与制限に該当します。よって石川委員の退席を求めます。

【石川委員退席】

それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の４ページをご覧ください。この案件につきましては、所有権の移転に関する案件でございます。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書３ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。ここで石川委員の入室を許可します。

【石川委員入室】

石川委員にお知らせします。整理番号6番につきましては、原案どおりに決しましたのでお知らせします。次に、議案集5ページ、議案第9号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について（利用権）を議題とします。整理番号1番から議案集8ページの整理番号17番までの17件については、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。利用権分、整理番号1番から17番までの17件について説明いたします。旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定による農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるため、同条第4項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長へ要請するものです。対象農地、利用権設定を受ける者の住所、氏名、利用目的、利用権設定の期間、借賃等については、議案書に記載のとおりです。設定する利用権の種類は、賃借権が16件、使用貸借権が1件です。面積は合計で51,135.65平方メートルです。計画の内容は、所有権の利用権の設定を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作

を行うと認められることなど、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

お諮りします。本案について、質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に整理番号18番から議案集10ページ、整理番号26番までを議題とします。この9件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長 はい。整理番号18番から26番まで9件について説明いたします。対象農地、利用権の設定を受ける者の住所、氏名、利用目的、利用権設定の期間、借賃等については、議案書に記載のとおりです。権利の種類は、すべて賃借権となります。面積は合計で19,985平方メートルです。計画の内容は、

旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

それではお諮りします。本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集11ページ、議案第10号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について（利用権）を議題とします。整理番号1番から議案集13ページ、整理番号8番までを議題とします。この8件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。資料は11ページから13ページです。旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により市長から農用地利用集積計画の決定の依頼がありましたので、回答をするも

のです。農地中間管理機構を介して農用地の利用権を設定するもので、出し手と受け手のマッチングが予め整っているものについては、県による配分計画を必要とせず、市の集積計画のみで権利を設定することができ、これを集積計画一括方式と呼びます。対象農地、利用権の設定を受ける者の住所、氏名、利用目的、利用権設定の期間、借賃等については議案書に記載のとおりです。権利の種類は、賃借権が５件、使用貸借権が３件です。面積は合計で２７，７９９平方メートルです。計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

それではお諮りします。本案について質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。以上をもちまして議案第６号１件、議案第７号１件、議案第８号６件、議案第９号２６件、議案第１０号８件、計５議案４２件は、いずれも原案どおり可決しました。皆さん

方慎重なるご審議誠にありがとうございました。